

平成24年度予算編成方針

いわき市

平成23年11月17日

部等の長 様

副 市 長

平成24年度予算編成方針（依命通達）

（東日本大震災からの復旧・復興）

本年3月11日に発生した東日本大震災は、地震、津波、そして原子力事故が合わさった未曾有の複合型災害として、本市はもとより、我が国全体に甚大な被害と影響をもたらすこととなった。

この大災害からの復旧・復興を進めていくためには、行政・市民・企業等が一体となり、英知とエネルギーを結集するとともに、復興の姿を共有し、同じ目的・目標に向かって、「オールいわき」で進んでいくことが重要である。さらに、「いわきの復興が日本全体の復興に繋がる」という強い自負のもと、国・県等と連携・協力しながら、「オールジャパン」で復旧・復興に取り組むことも必要である。

（国の景気・財政の状況）

国が公表した10月の月例経済報告によると、我が国の景気は、「震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、引き続き持ち直しているものの、そのテンポは緩やかになっている。」としているが、先行きについては、「サプライチェーンの立て直しや各種の政策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。ただし、電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、回復力の弱まっている海外景気が下振れた場合や為替レート・株価の変動等によっては、景気が下振れするリスクが存在する。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である」としているところである。

また、我が国の財政は、毎年度30兆円から40兆円台にも上る巨額の財政赤字を計上し、公的債務残高も増加を続けている。このような中、国においては、「震災」、「世界的な金融経済危機」、そして「財政」といった現下の諸課題の解決に向けた取組を両立させるため、復旧・復興対策について財源を確保し、多年度で収入と支出を完結させる枠組みを定めることを通じ別途管理での対応を可能とする、平成24年度から平成26年度を対象とした「中期財政フレーム」を策定し、ムダづかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それにより確保された財源を用いて必要性や効果のより高い政策に重点配分するといった、省庁を超えた大胆な予算の組替えを行うことを基本としているところである。

（福島県の平成24年度当初予算編成方針）

福島県の平成24年度当初予算編成方針においては、歳入では、震災及び原子力災害による企業業績や消費への影響等から県税収入が大幅に減少する見込みであるとし、歳出では、再生・復興に向けた更なる財政需要に加え、扶助費や公債費などの義務的経費の大幅な増加が見込まれるとしている。

そのような中、現在策定中の復興計画の実現に向け、再生・復興に係る取組を最優先に予算編成を行うこととし、あらゆる方策を講じて財源を確保することや、国に対しても、積極的に情報収集を行いながら、十分な財政措置を強く働きかけることとし、事業については、限られた財源の重点的、効率的な活用に向け、ゼロベースから事業の必要性、優先度を十分に検証し、事業の廃止・統合を図ることとしている。

（本市の平成24年度の財政見通し）

本市における平成24年度の財政見通しは、地方財政対策等の詳細が明らかでない現段階においては、的確に予測することは困難であるが、歳入面では、震災及び原子力災害に係る減免等の影響により、個人市民税・固定資産税をはじめとした市税収入が大幅に減少すると見込んでおり、普通交付税や歳入欠かん債による補てん措置を勘案しても、なお、一般財源の確保が大変厳しい状況にある。

一方、歳出面では、社会保障関係経費が増加するほか、公債費が依然として高い水準で推移することに加え、復旧・復興への取組を最優先として、市民の安全・安心を最大限に確保し、震災前にも増して活力に満ち溢れた、世界に誇る復興再生モデルとなる持続可能なまち「いわき」を創る必要があり、例年にも増して多額の財政需要が見込まれることから、大幅な財源不足に直面するため、財政調整基金を取り崩して対応せざるを得ない状況となっている。

また、社会保障と税の一体改革や、復興交付金及び震災復興特別交付税の動向など、地方財政に多大な影響を及ぼす事項について、現時点では不透明な状況となっており、今後の国等の動向によっては、更なる収支不足が発生し、財政運営が困難となる状況も想定されるところである。

（平成24年度予算編成に係る基本方針）

これらの状況を踏まえ、本市の平成24年度予算は、今後ますます厳しくなることが予想される財政状況下で、複雑多様化する数多くの行政課題に的確に対応し、真に必要な市民ニーズにこたえるために、既存事業についても積極的に事業効果の検証を行い、事業の選択と集中を推進することにより、限られた財源の最適投資を追求する必要がある。

このため、歳入面においては、復旧・復興財源を確保する観点から、基金原資の取崩しを実施するほか、遊休資産の処分の推進による自主財源の確保に加え、行財政改革の効果額を償還財源とする行政改革推進債や、人件費削減の効果額を償還財源とする退職手当債を活用することなどにより、財源の確保に努めることとする。

一方、歳出面においては、復旧・復興に向けた歩みを加速し、復興ビジョンの理念である「災害に強く、安全で、安心できるまちを目指す復興」、「住む人も住む場所も世界から愛されるまちを目指す復興」などを実現するための施策に全力を挙げて取り組む必要があることから、各部等において、ゼロベースの視点に立った自主的・主体的な事業の重点・選別化を更に推進し、行財政の簡素・効率化や経費の節減・合理化に努めることとする。また、市民、企業、市民活動団体、行政の役割を明確にするとともに、職員数の適正化に努め、将来にわたり持続可能な行財政運営を目指し、市民福祉の増進と将来世代への責任を同時に果たしつつ、収支の均衡を図ることを基本とし、以下の事項に基づいて編成するよう命により通達する。

1 予算編成の基本的考え方

平成24年度の予算編成にあたっては、未曾有の大災害からの復旧・復興に向けた歩みを加速するための施策に全力を挙げて取り組む必要がある。

また、新・市総合計画後期基本計画に基づく事業及び施策についても、引き続き取り組む必要があるところであるが、震災の影響に伴い市税収入が大幅に減少することにより、一般財源の確保が大変厳しい状況にある中、社会保障関係経費が増加することや、公債費が高い水準で推移することから、ゼロベースの視点に立ち、行財政の簡素・効率化や経費の節減・合理化に努めることにより、将来にわたり持続可能な行財政運営を目指し、市民福祉の増進と将来世代への責任を同時に果たしつつ、収支の均衡を図ることを基本とする。

(1) 復旧・復興を最優先

復旧・復興への取組を最優先として、市民の安全・安心を最大限に確保し、震災前にも増して活力に満ち溢れた、世界に誇る復興再生モデルとなる持続可能なまち「いわき」を創るための施策を推進する。

(2) 財政の健全化を推進

大幅な財源不足が見込まれることから、基金原資の取崩しの実施や、遊休資産の処分
の推進による自主財源の確保に加え、一時的な財源補てん措置として、行財政改革の
効果額を償還財源とする行政改革推進債や、人件費削減の効果額を償還財源とする退職手
当債を活用するほか、新・市総合計画後期基本計画に掲げる定員目標の達成に向け職員
数の適正化に努め、財政の健全化を推進する。

(3) 事業の選択と集中を推進

今後ますます厳しくなることが予想される財政状況下で、複雑多様化する数多くの行
政課題に的確に対応し、真に必要な市民ニーズにこたえるために、既存事業についても
積極的に事業効果の検証を行い、事業の選択と集中を推進し、限られた財源の最適投資
を追求する。

(4) 各部の主体的な取組を推進

市民満足度の向上を図るため、市民サービスの現場にある各部等が、時代に即した行
政課題や多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉えた事業の再構築に積極的に取り組
み、ゼロベースの視点に立った自主的・主体的な事業の重点・選別化を推進する。

2 予算編成の原則

(1) 通年予算の編成

予算の編成は、年度間の見通しに立った通年予算とする。したがって、予算編成後の制度改正や災害への対応等の緊急性のあるもののほか、年度途中での国・県補助の確定・内定、事業計画の変更等の真にやむを得ないものを除き、原則として補正措置は行わないこととする。

(2) 経費の区分

経費は次の4つに区分することとする。

ア 義務的経費

人件費、扶助費、公債費とする（実施計画事業を除く）。

イ 経常的経費

経常的な事務事業の執行に要する経費や施設管理に要する経費等

ウ 政策的経費

新・市総合計画実施計画事業（復興事業、まちづくり事業）に係る経費とする。

エ 臨時的経費

新・市総合計画実施計画に位置づけのない投資的事業及び指定事業に要する経費とする。

3 一般会計

各経費区分の要求基準は、次のとおりとする。

(1) 義務的経費

所要額とする。

人件費については、新・市総合計画後期基本計画に掲げる定員目標に基づき職員数の適正化を図ること。扶助費については、過去の実績を踏まえるとともに、制度改正等、今後の見通しを十分に検討し反映させ、過大な見積りとならないように、適正に見積もること。

(2) 経常的経費

部等ごとの枠配分方式とし、平成23年度当初予算に計上した一般財源額から3%削減した額を要求の上限とする（一般財源ベース）。

増加が見込まれる経費については、事務事業の積極的な見直しによる経費節減や部等内の事務事業間の経費の組替えを積極的に行い、枠配分内での要求を達成すること。

維持補修費については、市民サービス水準の確保に配慮しながら、実態に応じた適切な要求とすること。

(3) 政策的経費

ア 復興事業

所要額とする。

イ まちづくり事業

行政経営部に提出している実施計画（まちづくり事業分）の事業ごとの一般財源額を基準額とし、普通建設事業のうち、補助事業については基準額から 10%削減した額、単独事業については基準額から 20%削減した額、普通建設事業以外の経費は基準額で積算した額を、部等ごとに合計した額を要求の上限とする（一般財源ベースで、いずれも継続費設定事業を除く）。

(4) 臨時的経費

所要額とする。

要求にあたっては、事業の必要性や緊急性、投資効果等を十分検討するとともに、経費の節減・合理化を図り、事業費の縮減に努めること。

4 特別会計及び企業会計

(1) 特別会計

所要額とするが、一般会計との負担区分の適正化を考慮しながら、一般会計に準じて要求すること。また、自主財源の確保に努めるとともに、経費全般にわたる節減・合理化を図り、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないようにすること。

(2) 企業会計

企業会計原則に立脚し、設置目的や趣旨を十分踏まえ、独立採算を基本に収入の確保と経費節減に努めるとともに、企業経営の視点に立った会計管理を適切に行なうこと。

5 その他

- (1) 各部等にした来年度の予算枠については、現時点における収支フレームに基づき積算したものではないが、大幅な財源不足が見込まれることから、配分した枠を超える要求は認められないので、必ず枠内での要求とすること。
- (2) 要求内容が他の部等に関連する事業については、予算要求前に必ず十分な連絡調整を図り、整合性を欠くことのないよう留意すること。
- (3) 予算編成作業を円滑に進めるため、提出期限については厳守すること。
- (4) この方針に定めるもののほか、詳細な基準については、「平成24年度当初予算編成事務要領」で示すこととする。